

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月公告第24号）の一部を次のように改正し、2025年4月1日から施行する。

改正前（2025年3月15日改正反映）	改正後
<p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>（Suica 時差通勤定期乗車券の発売）</p> <p>第 26 条の 2 Suica 定期乗車券のうち、Suica 時差通勤定期乗車券の購入の申込みがあったときは、次の各号を満たすときに限って発売します。</p> <p>(1) 当社線の区間が旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間相互内発着（同第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着となるときを含みます。）となるものであること。</p> <p>(2) 連絡運輸となる Suica 時差通勤定期乗車券においては、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるものであって、当社線の区間が前号の定めを満たすものであること。</p> <p>(3) 他の旅客鉄道会社線にまたがらないこと。</p> <p>2 前項の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を発売する場合は、前条の規定によるほか、当社が別に定めるところにより取り扱います。</p> <p>3 東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「身体障害者割引規則」といいます。）に定める身体障害者及びその介護者が、同第 4 条第 1 項第 2 号の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、前 2 項の規定によるほか、身体障害者割引規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。ただし、身体障害者及びその介護者に発売する定期乗車券のいずれもが割引の Suica 時差通勤定期乗車券である場合に限りま</p> <p>4 東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 76 号。以下「知的障害者割引規則」といいます。）に定める知的障害者及びその介護者が、同第 4 条第 1 項第 2 号の規定</p>	<p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>（Suica 時差通勤定期乗車券の発売）</p> <p>第 26 条の 2 Suica 定期乗車券のうち、Suica 時差通勤定期乗車券の購入の申込みがあったときは、次の各号を満たすときに限って発売します。</p> <p>(1) 当社線の区間が旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間相互内発着（同第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着となるときを含みます。）となるものであること。</p> <p>(2) 連絡運輸となる Suica 時差通勤定期乗車券においては、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるものであって、当社線の区間が前号の定めを満たすものであること。</p> <p>(3) 他の旅客鉄道会社線にまたがらないこと。</p> <p>2 前項の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を発売する場合は、前条の規定によるほか、当社が別に定めるところにより取り扱います。</p> <p>3 東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「身体障害者割引規則」といいます。）に定める身体障害者及びその介護者が、同第 4 条第 1 項第 2 号の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、前 2 項の規定によるほか、身体障害者割引規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。ただし、身体障害者及びその介護者に発売する定期乗車券のいずれもが割引の Suica 時差通勤定期乗車券である場合に限りま</p> <p>4 東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 76 号。以下「知的障害者割引規則」といいます。）に定める知的障害者及びその介護者が、同第 4 条第 1 項第 2 号の規定</p>

改正前 (2025 年 3 月 15 日改正反映)	改正後
<p>により Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、知的障害者割引規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。ただし、知的障害者及びその介護者に発売する定期乗車券のいずれもが割引の Suica 時差通勤定期乗車券である場合に限りま</p> <p>5 東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 14 号。以下「特定者規則」といいます。）に定める被保護世帯の世帯員が、同第 6 条及び第 7 条に準じて Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、特定者規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売しま</p> <p>(中略)</p> <p>(Suica 時差通勤定期旅客運賃)</p> <p>第 37 条の 2 Suica 時差通勤定期旅客運賃は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着の大人</p>	<p>により Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、知的障害者割引規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。ただし、知的障害者及びその介護者に発売する定期乗車券のいずれもが割引の Suica 時差通勤定期乗車券である場合に限りま</p> <p><u>5 東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則（2024 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 11 号。以下「精神障害者割引規則」といいます。）に定める精神障害者及びその介護者が、同第 4 条第 1 項第 2 号の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、精神障害者割引規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。ただし、精神障害者及びその介護者に発売する定期乗車券のいずれもが割引の Suica 時差通勤定期乗車券である場合に限りま</u></p> <p>6 東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 14 号。以下「特定者規則」といいます。）に定める被保護世帯の世帯員が、同第 6 条及び第 7 条に準じて Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、特定者規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売しま</p> <p>(中略)</p> <p>(Suica 時差通勤定期旅客運賃)</p> <p>第 37 条の 2 Suica 時差通勤定期旅客運賃は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着の大人</p>

改正前 (2025 年 3 月 15 日改正反映)	改正後
<p>Suica 時差通勤定期旅客運賃は別表第 5 号の 8 第 1 項に定める額とします。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 第 26 条の 2 第 3 項から第 5 項に定める割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる額とします。</p> <p>ア 当社線内完結となるもの</p> <p>大人の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃 (第 4 号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額) 又は小児の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃・鉄道駅バリアフリー料金から、割引額 (第 4 号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額により計算します。) を差し引いて、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額とします。</p> <p>イ 連絡運輸となるもの</p> <p>前アにより算出した当社線の割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金と、大人にあつては連絡規則第 60 条第 1 号口の額、小児にあつては同条第 2 号口の額とを併算した額とします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>Suica 時差通勤定期旅客運賃は別表第 5 号の 8 第 1 項に定める額とします。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 第 26 条の 2 第 3 項から第 6 項に定める割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる額とします。</p> <p>ア 当社線内完結となるもの</p> <p>大人の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃 (第 4 号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額) 又は小児の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃・鉄道駅バリアフリー料金から、割引額 (第 4 号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額により計算します。) を差し引いて、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額とします。</p> <p>イ 連絡運輸となるもの</p> <p>前アにより算出した当社線の割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金と、大人にあつては連絡規則第 60 条第 1 号口の額、小児にあつては同条第 2 号口の額とを併算した額とします。</p> <p>(以下略)</p>